

建設環境常任委員会会議録

[令和7年6月定例会]

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和7年6月16日（月） 会場：第1委員会室

| 時 間 | 案 件 | | 所 管 課 | ページ |
|------|-----------------------|--|-------------------------|-----|
| 9:00 | 議 案 第44号 | 筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 上下水道工務課 (10分) | 3 |
| | 所管事務 調 査 | 鉛製給水管の残存状況について | 上下水道工務課 (10分) | 6 |
| | 所管事務 調 査 | 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定状況について | 農政課 (30分) | 12 |
| | 所管事務 調 査 | 米不足対策として、市内農家での米の増産について | 農政課 (15分) | 18 |
| | 所管事務 報 告 | 水質調査等の結果について（平等寺地区） | 環境課 (25分) | 24 |
| | 所管事務 報 告 | 筑紫野市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止について | 環境課 (15分) | 34 |
| | 所管事務 報 告 | ゼロカーボンシティ宣言について | 環境課 (15分) | 39 |
| | 所管事務 調 査 | 鷺田川・高尾川の河川の浚渫、多自然型川づくり、清掃活動の状況について | 土木課 (15分) | 46 |
| | 所管事務 調 査 | 塔原1号交差点のカラー舗装の見直しと、再舗装について | 土木課 (15分) | 48 |
| | 所管事務 調 査 (現地調査) | 重要水防箇所指定されている河川等の状況について | 土木課・ 上下水道工務課 (現地) | - |

令和7年第4回（6月）筑紫野市議会定例会
建設環境常任委員会

○日 時

令和7年6月16日（月）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

| | | | |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 八尋一男 | 副委員長 | 段下季一郎 |
| 委員 | 田中允 | 委員 | 辻本美恵子 |
| 委員 | 赤司泰一 | 委員 | 宮崎吉弘 |
| 委員 | 檜木孝一 | | |

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（11名）

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 議員 | 上村和男 | 議員 | 西村和子 |
| 議員 | 山本加奈子 | 議員 | 坂口勝彦 |
| 議員 | 白石卓也 | 議員 | 前田倫宏 |
| 議員 | 佐々木忠孝 | 議員 | 赤司祥一 |
| 議員 | 吉村陽一 | 議員 | 古賀新悟 |
| 議員 | 春口茜 | | |

○出席説明員（12名）

| | | | |
|----------|------|--------------|------|
| 建設部長 | 深見勝彦 | 土木課長 | 菊武秀明 |
| 土木整備担当係長 | 坪井望 | 環境経済部長 | 平嶋顕治 |
| 環境課長 | 益永晃 | 環境保全・廃棄物担当係長 | 中村義弘 |
| 農政課長 | 松永崇臣 | 農地担当係長 | 黒屋和孝 |
| 上下水道工務課長 | 山田学 | 給排水担当係長 | 前川恒夫 |
| 水道担当係長 | 三浦隆 | 水道担当主任 | 松永高明 |

○出席事務局職員（3名）

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 荒金達 | 課長 | 高木美智子 |
| 主任 | 小金丸卓也 | | |

開会 午前9時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。定刻若干前でございますが、皆さんおそろいでございますので、建設環境常任委員会を開会いたします。

会議に先立ち、委員席指定の協議を行います。現在、御着席されている席は期別年齢順となっておりますが、もしよろしければ、現在、着席の席を委員席として指定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしとのことですので、委員席については、現在の御着席のとおり指定をいたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に7名の議員が傍聴に出席しておりますので、御報告しておきます。

では、会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いをいたします。今回も、議会だより原稿作成のための会議録を音声文字起こしソフトにより対応することとしておりますので、必ずマイクを使用した発言に心がけていただきますようお願いをいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードをお願いをいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として議会だよりに掲載する案件についてほか4件を予定しておりますので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、平嶋部長がお見えですので、まず御挨拶をいただき、出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 皆さん、おはようございます。環境経済部長、平嶋でございます。よろしくお願いいたします。本日は議案1件、報告3件、調査4件となっております。よろしく審査のほうをお願いいたします。

それでは、説明員のほうからそれぞれ自己紹介させますので、お願いいたします。

○上下水道工務課長（山田 学君） おはようございます。上下水道工務課長をしております山田です。よろしくお願いいたします。

○給排水担当係長（前川恒夫君） おはようございます。上下水道工務課給排水担当の係

長をしております前川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○水道担当係長（三浦 隆君） 上下水道工務課水道担当係長をしています三浦と言います。よろしくお願いいたします。

○水道担当主任（松永高明君） 上下水道課水道担当の松永と申します。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第44号、筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から御説明をお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは、提案内容補足説明書23ページを御覧ください。議案書は23ページです。

議案番号第44号、議案名、筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）の施行により、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の条項ずれが発生したことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次のページの新旧対照表を御覧ください。

建設業法施行令において、第28条、第33条、第34条の条文の追加が新たにされたことに伴い、もともと第34条であった技術検定の検定種目等が三つずれて第37条となることで、筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例に影響する部分。

表右の欄、まず布設工事監督者の資格について、第3条11号中、下線を引いておりますが、「第34条第1項」が表左の欄「第37条第1項」となっております。次に、表右の欄水道技術管理者の資格について、第4条8号中、下線を引いておりますが、「第34条第1項」が表左の欄「第37条第1項」となっております。

説明は以上です。

議案第44号、筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御可決賜りますよ

うよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 途中もうちょっと中身を具体的に説明して。今の説明だけじゃ分かりません。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 改正の流れについて説明をさせていただきます。

建設業法施行令及び国立大学法人施行令の一部を改正する政令がまず行われております。建設業法施行令の条項が第28条、第33条、第34条ですね。これが第34条の技術検定の検定種目等が第37条に、先ほどの三つが入ったことによりずれております。

それに伴って、市の条例ですね、筑紫野市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道管理者の資格基準に関する条例の中身、第3条、布設工事監督者の資格の11号に「建設業法施行令第34条第1項」、第4条、水道技術管理者の資格の8号に「建設業法施行令第34条第1項」の記載があるので、これを「第34条第1項」から「第37条第1項」に改正するものでございます。

第28条、第33条、第34条の条文がどういうものかというのをちょっと説明させていただきます。

意味合いとしては、技術者の兼任に係る請負金額の基準や兼任する現場の数が、この三つによって追加されております。まず、第28条ですね。条例をそのまま読むと非常に分かりにくいので、分かりやすい説明をさせていただきます。第28条、一つの現場と他方の現場を兼任するときの請負金額は1億円未満とする。第33条が、現場の技術者と営業所の技術者を兼任するときの請負金額は1億円未満とする。第34条、現場の技術者と営業所の技術者を兼任するときの現場の数は1か所までとするというふうな内容で、三つ増えたということで、今回、第34条から第37条に変わっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、その実態として、現状はどうかと。今の業者さんあたりが指名入札やらで入ってくるわけでしょう。それとの絡みをもう少し分かりやすく説明してください。そういう意味です、私が言ったのは。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） この三つの条文が追加された背景には、やはり土木関係の技術者が、なかなか人間が少なくなっている。高齢化もありまして少なくなっているということで、こういった条文を追加することによって、最終的には水道施設を維持していく流れを何とか保とうということで、こういった条文が増えていると認識しておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、私は田中委員の視点とは全然違うんですけど、去年の12月議会に、議案の第58号で同じ条例の改正があったんですよね。それとの関係はどうなっているのかなと思って。12月議会でやったのも令和7年4月1日からの施行で、今回の改正も4月1日から適用するようになっているので、ほぼ同時期に適用が始まるということであれば、もともと改正しないといけなくなった時期というのも去年の時点でもうきちんと同じように分かっていたんじゃないかなという気がして、なぜこういうふうにずれがあって、同じ内容の条例を2回も審査しないといけないのかなとちょっと思ったんですけど、その辺の説明をしていただけたら。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 建設業法施行令に追加されたこの三つの条文は、前回12月議会が行われたときにはこの条文が追加されてなかったんですよね。その後、この条文が建設業法施行令に追加されたということで、今回上げさせてもらっているところでございます。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 田中委員の質問にちょっとかぶると思うんですけど、何と申すか、技術者が例えば一つの現場で専任するというのと、2件、3件あった場合に、それを掛け持ちができるという捉え方でいいんですか。

先ほど言われました技術者の不足。高齢化によって、そういう有資格者が少なくなってくると。単純に考えると、例えば試験の要綱を緩和するんじゃなくて、現場管理の兼任というのを増やしたという捉え方でよろしいのでしょうか。ちょっと説明をお願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そのとおりでございます。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 市内の業者あたりにはどのような影響が及ぶのか、そこら辺りも

もっと説明してもらいたい。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 特に第34条ですけど、現場の技術者と営業所の技術者を兼任するときは、今までは兼任とかできなかつたところが、1か所までは兼任できますよということで、業者にとってはいい方向の流れになっているかなと考えております。

○委員長（八尋一男君） 質疑のある方はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第44号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第44号、筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、この件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

引き続き、所管事務調査に入ります。

引き続きですけど、出席職員はそのままですね。

調査内容は、鉛製給水管の残存状況について、執行部から報告をお願いします。

山田課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは、調査項目、鉛製給水管の残存状況について御説明させていただきます。

説明資料を御覧ください。

委員から要求されました、この調査の目的としましては、国は2004年に水道ビジョンで鉛製給水管の全廃目標を掲げたが、現時点での布設替えの状況を確認するためとのことで要求されているところです。

まず、資料要求事項等の一つ目、端末の2ページを御覧ください。鉛製給水管の残存状況が分かる資料としてまとめたものになります。

まず、鉛製給水管の入替えを行うに至った経緯からお話しさせていただきます。

厚生労働省による水質基準の変更ということで、平成4年度に水道水における鉛の水質基準が、それ以前の0.1ミリグラム／リットルから0.05ミリグラム／リットル以下の基準値として改められた数値が、平成15年度に0.01ミリグラム／リットル以下の基準値となったことを発端に、次の年、平成16年度に厚生労働省による策定として、水道ビジョンの策定の中身、達成すべき施策目標の一つとして、鉛製給水管の総延長を5年後に半減し、できるだけ早期にゼロにする目標を掲げられたことから、筑紫野市として、平成22年度から本格的に鉛製給水管の布設替え。

その進捗状況としまして、鉛製給水管が市内総数3,287か所ある中で、現在残りは128か所まで減らしているところです。進捗率としては96.1%です。

次に、資料要求事項等の二つ目、3ページを御覧ください。

築年数が古い物件オーナーに対して注意喚起は行われているか分かる資料についてです。鉛製給水管の取替工事のお知らせということで、まず工事を行う前に、鉛製給水管の対象地権者にこのお知らせ文書と、その裏面に4ページの文章を添付してお渡ししております。

4ページを御覧ください。

工事を実際行う際には、このページの内容を基本的に所有者へ口頭で説明し、注意喚起を促し、対応している流れで工事のほうを行うことで進めています。委員が言われております築年数が古い物件オーナーに対しての注意喚起についても同様に、工事を行っている箇所については、このお知らせ文書を工事前にお渡しして、工事に入る直前に改めてこの内容を口頭で伝える形で対応していたところです。

よって、ホームページには以前から注意喚起の掲載はしているところですが、市民の方が鉛管についてメディアから情報を得た後に、それに特化して市のホームページを見ている人も多くはないかもしれないことから、そういう状況を考えますと、結果的には工事に入った方にしか注意喚起が伝わっていないことも想定されますので、今後の方針として、周知の意味でも広報ちくしのやLINEなどのSNSにも掲載し、市民への注意喚起の対応を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けました。

質疑のある方はありませんか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 資料説明ありがとうございます。

残存が128か所ということで、毎年220か所ぐらいのペースで進んでいっていたので、もう今年度ぐらいには終わるという理解でまずよろしいのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 多いときには300、400しているときがございましたが、今現在におきましては、老朽管更新工事をメインに工事を進めているところがございまして、96.1%進んでいるところもありますので、現時点では、これに特化した工事というよりも、老朽管更新工事で対象になるような箇所のパイプの入替えをやっているところがございます。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） おおむねどれぐらいで終わることを想定されてあるのかなと思ってですね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 現時点では、いつまでというのはちょっと、老朽管更新に並行してやっているところがございますので、いつまでというのはお示しできないところではございます。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 実際、私もこれを知ったのは2月ぐらいの新聞報道で、2017年ぐらいに鉛中毒を起こした男性がアパートに対して訴訟を起こして、それで700万円の損害賠償という判決が出たみたいなんですね。鉛中毒を起こして、車椅子の状態になってしまっているというぐらい重度の鉛中毒を起こしているということで。

ここの老朽管の部分はそうやって計画的にやっていって、可能な限り早くしているとは思いますが、その引き込んだ、要はこの図でいうと、この周知の文書にあるほうの個人の給水装置ですね、ここから引き込んだ中のところが、例えば古いアパートとかだったらまだ鉛のものが残っていたりとか、もしかしたら古い家屋でも残っているかもしれないので、個人の家屋については住宅改修の補助金とかもありますので、そういったのも活用しながら取替工事を進めるとかですね。大家さんにはやっぱりこれを周知して、古い物件については取替を積極的に図っていく必要があるのかなとは思いますが。大家さんに特化してですね。古い物件について、いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 確かに96%進んでいるところではありますが、そ

ういったまだ終わってない古い大家さんたちに対しても、今、現時点ではホームページのほうにしか載せておりませんが、広報ちくしのやLINE等のSNS、こういったの載せて注意喚起を促して、1件でも早急というか、できる限り早くこういった問題が解決するよう対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 私は、128か所残っているというところで、ほぼ範囲が分かっているということは、見るか見ないか分からないホームページ、SNSよりは、この128か所の方に今年度でもきちんとお知らせをして、新聞でそういう報道があったんだったら不安に思っている方もいらっしゃるかも分からないし、通常使用の場合は健康に影響はありませんとここに書いてあるんだけど、現実にもそのように訴訟に至るようなこともあってるので、この対象がはっきり分かっているのであれば、より積極的に市のほうからお知らせするほうが親切なんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 委員が仰せのとおり、そういったのも私たち考えましたけども、あまり不安をあおるような言い方になる可能性もありますもので、できましたらこの128件、予算も来年度以降もまた特化して取って、なるべく早急に、できる限りになりますけども、やっていったほうが結果的にはいい状況になるのではないだろうかというところが頭の中にありますので、そこら辺はまた検討して対応してまいりたいと考えております。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ページ4の一番最後、「鉛管水管の取替工事に御協力ください」ということで出てはいますが、もうちょっと費用あたりというか、これは宅内でも市がしてくれるということかな。そこら辺り、また、どのような負担とか、大きい例があったとかあれば教えてもらいたいと思ってね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 例えば極端な話、敷地内にメーターとか止水栓があるわけなんです。そこの敷地内のタイルが物すごく高級なものとかだったら、さすがにうちのほうもそれを扱うのもなかなか厳しいので、こういう書き方をさせてもらっているんです。

できる限り、うちのほうで費用は見ますけどもというところはありますが、じゃあそれが1枚何十万円も、何万円もするようなものであるとするならば、なかなかそれはどうか

などというところがありますので、このような書き方になっているところを御承知おきいただければと考えております。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） ちょっと細くなっちゃいますけど、4ページの二つ目の項目なんですけど、私はこれがちょっと気になっているんですけどね。「朝一番や長い間留守にした」云々と書いてあるんですけど、滞留して、朝一番に開栓して、例えば1週間旅行に行ったら帰ってきました、で、開栓をしましたと。たら、やっぱり濃度が濃いという可能性が高いわけですよ。

だから、そういうことを考えると、ちょっと言うてられないという現状があるんですけど、そういうところは特に、把握されている上で、誰もがそういうふうに留守をするとは限りませんが、朝一はバケツ1杯でも流してくださいということが書いてあるのであれば、これは周知の方法とかがちょっと難しいかなとは思いますが、そういうところはどういうふうに考えてありますか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） ほかの自治体にも、どういった状況でやっているかという確認もいろいろした経緯はあるんですけども、じゃあ、個人さん個人さんに一軒一軒というのはなかなか厳しいところがございます。いろんなことを含めて考える中で、確かに、先ほどと繰り返しになりますけども、96%進んだとはいえ、あと4%弱いるわけだから、そこら辺を今後どういうふうに対応していくかというのは、またほかの自治体がどういうふうに行っているかとかも含めて、あまり所有者が過敏な反応にならないような対応を進めていければなど。それを含めて、やはりあと4%、できる限り予算を取って進めていけたらなどと考えております。

○委員長（八尋一男君） どうぞ。

○委員（宮崎吉弘君） ちょっと申し訳ないですけど、昭和58年以降は塩ビ管とかで大丈夫だという話で、年数がたてばたつほど、58年以前の鉛管なんで、やっぱり老朽化していくとか、朽ちていくというのは加速していくと思うんですよ。ですので、待ったなしという状況は含んで考えていただいて。これは意見ですから、よろしく願います。

○上下水道工務課長（山田 学君） 貴重な御意見ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

私からですけど、宮崎委員に関連することですが、4ページの、鉛の給水管を使用されていても大丈夫なのかと。実際、バケツ1杯とかいう形であれば、どこか1か所、旅行さ

れて1か月間も使っていないところをピンポイントで、すみませんが測量させてもらえませんか。そしたら実態がはっきり分かると思うんですよ。そしたらお客さんも分かるように、1か月も使用されてなかったら、こんなに鉛の濃度が上がっているんですよということも言えるんじゃないかなという形で、本当にこれが人間に毒するのであれば、そういうことを踏み込んでやられることも一つの方法じゃないかなと思うんですが、いかがですかね。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 1か所、ちょっとこれはあれですけど、水道関係で昔働いていた方が市民の中にいらっしゃいまして、その方の御自宅で今、年2回測っております。その家に関しては数値的には全然問題ないというところで結果が出ておりますので、そういった対応はさせてもらっているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。

ほかに質疑のある方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午前9時30分

再開 午前9時31分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴議員が4名増えまして、11名になりましたので御報告をしておきます。

それでは、地域計画の策定の状況について説明を受ける前に、出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 説明員が入れ替わりましたので、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

○農政課長（松永崇臣君） おはようございます。農政課長の松永です。本日はよろしく願いいたします。

○農地担当係長（黒屋和孝君） 農業委員会事務局で農地担当係長をしています黒屋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、よろしくお願ひします。

○委員長（八尋一男君） それでは、地域計画について説明をお願いいたします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、所管事務調査、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定状況について説明をいたします。

資料の2ページを御覧ください。

まず、策定状況についてでございます。

令和7年3月31日付で策定しました地域につきましては、柚須原地区、香園地区、本道寺地区、大石地区、天山地区、牛島地区、山家地区。山家につきましては、山家5区、6区、7区、8区、9区の地域になります。次に、平等寺地区。地域としましては、上村、池之淵、中野、下村の4地域になります。そして、山神地区の計9地区。地域としては合計16地域を策定しております。

策定いたしました地域計画及び目標地図につきましては、サイドブックスのほうに登録しておりますので、お時間あるときに御覧いただければと思います。

次に、未策定の地域についてでございます。

3ページのほうを御覧ください。

一覧表を添付してありまして、原則、地域計画の作成が必要な地域としましては、未策定24地域、表で言いますと青色で着色しているところが未策定の地区になります。そのうち策定予定の地域につきましては、真ん中の表の策定状況のところに緑色で着色しておりますところが策定予定の地域となります。

地区としましては、吉木地区。西吉木上、西吉木下、東吉木1、東吉木2の4地域となります。次に、阿志岐地区。上阿志岐東、上阿志岐西、中阿志岐、下阿志岐の4地域になります。次に、西小田地区。西小田と馬市の2地域になります。次に、萩原地区。萩原1、萩原2の2地域になります。合計、今年は4地区の12地域を策定予定となっております。

残りの12地域につきましては、真ん中の策定状況のところにバツ印がついていると思いますが、地域の判断で現段階では策定しないというところになっております。

続きまして、2、農業就業人口と耕作面積についてでございます。

まず、農業就業人口についてでございます。

まず、2000年——平成12年が2,824人、2010年——平成22年が1,731人、2020年——令和2年につきましては、表の下に書いてありますけれども、農林業センサスの調査項目が変更されまして、総農家数のみの集計となっておりますので、人口のほうは集計がございませ

ん。

参考に、農家数のほうを表の人口の下に記載しております。農家数のほうが、2000年が1,040戸、2010年が613戸、2020年が418戸になります。

耕作面積についてですが、2000年が1,030ヘクタール、2010年が954ヘクタール、2020年が888ヘクタールとなります。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑ある方はありますか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） すみません、これは事前の打合せの段階で言っておけばよかったんですけど、この地域計画を策定予定ということで策定して行って、要は計画をつくったら、各種補助事業との関連づけという資料が出ていると思うんですよね。七十何個か補助金がいろいろ出ている、みどりの食料システムだったり米作のことだったりとかいろいろあるんですけど、何を取り組んでいくかとか、その点まで何か考えてあるとか、要望が出ているとかいったことがあるんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 現段階では、地域計画策定の条件になっている補助事業というのは多数ございまして、本市に関する事業としましては、中山間地域等直接支払制度、こちらだけが地域計画の策定が条件となっております、ほかの事業については、今のところそこまで条件がついておりませんので影響ございません。

あとは今後、農業者、農家の方から要望があったときに、どういう事業を選択するかというところで、その地域計画の策定が必要になるかどうか、策定している地域かどうかというのを確認した上で判断していく形にはなります。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今いただいた表を見て単純に思っただけで、農家数はかなり減っている。2000年に関しては、1,040戸で1,030ヘクタール、2010年は613戸で954ヘクタール、2020年は418戸で888ヘクタールと、1戸当たりの耕作面積を増えているというところでは、農家の規模が、どれぐらいの規模のところは何戸あって、どれぐらいまであるのかというデータとかあるんですか。

今、国で言っているのは、この間、東京ドーム分ぐらいを二人でやっているとか、規模の拡大を目指しているような言い方をされているけれども、筑紫野市において、今後、農業の就業人口は、人口というより、戸数は減っていくけれども、耕作面積は維持することができるのかどうかという視点で見た場合に、どんな手だてをすればいいのかというふうにつながっていくので、今の農家の戸数418戸は、おおむねどういうふうな規模を持った戸数があるのかというデータはあるのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） データとしましては、すみません、持ち得ておりません。傾向としては、やはり農業法人のほうが集積とか集約というのは多くなってきているというように感じております。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） これは何ページかな、2枚目。今、辻本委員が言われた2の農業就業人口ですね。これ、農家数が減っていますが、農業法人が筑紫野市内は何か所かというのと、その法人の中での農業従事者の農家という捉え方でカウントされているのでしょうか。

あとは、この促進計画というのは、見直しを国のほうから打ち出しがあって、10年置きに見直しをやっていくみたいなことをちょっと読んだんですけど、現場に即したような…、何て言うんですか、農家をできるだけ減らさないように、農業従事者を増やすという観点からすれば、10年というスパンはすごく遠過ぎるだろうと思うんですよね。であれば、やっぱり自治体で独自にアンケートとか、例えば5年後にどういうふうな在り方というか、それぞれの農家さんにヒアリングをする必要はあるのかなと思っているんですけど、そこら辺はどう捉えてありますか。

以上、3点です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） まず、法人の数ですけども、すみません、ちょっと今、資料が手元にないんですけど、大体6か7ぐらいだったと思います。正確な数字はまた後でお知らせしたいと思っています。

二つ目が、10年ですね。一応、地域計画では確かに10年後を目標ということで、この地域計画を定めておるんですけども、国としても最初は、やっぱり10年後を見据えて集約とか集積した地図を作れというのが、国としてはそういう言い方でした。ただ、全国的にいざ地域に入って話をすると、宮崎委員がおっしゃるとおり、やっぱり10年後はなかなか

か見通しが立たないという声が多数上がってきております。国としましては、最初から10年後というのをきちっとできてなくてもいいということになってきまして、現状、今、分かり得る範囲で策定をしてくださいます。あとは地域の状況に応じて、その都度その都度変更をして、最終的に目指すところ、要は10年先とかに目標に向かって、どんどん変更していってもらって構いませんというふうに現在変わっております。

ですので、現状も、この間の実行組合長さんを集めた会議の中でも、地域計画のほうはその都度変更が可能だということで説明はしておりますので、今現在、策定したところについても、まだ完全にできてない地域は多くございます。それについては、また地域のほうから、もう一度説明を聞きたいとか、そういった要望も幾つか上がってきておりますので、現状は市の職員と農業委員会と、JAさんも含めてなんですけど、また地域に行って、そういう話合いというのはその都度、対応していくようにはしております。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、回答いただきましたけど、私が農家法人のある西小田にあるものですから、密接に農家の状況というのは見させていただいているんですよね。今、課長のほうから言われました、やっぱり後継不足というのは10年スパンであれば、もういきなりなってくると思うんですよね。だから、そのときにじたばたしても始まらないんで、細かくやっぱり農家さんの意見を集約して、やはり農家さんが主体ですから。

それと、もう一つ関連して、市街化調整区域における農家の、何と言うんですか、農業後継者としてやったら、例えば同じ敷地の中でも息子さんが帰ってくるということであれば、法人の許可が要るんでしょうけど、やっぱりそういうふうに農家を増やさないと、今の状況じゃなかなか増やしていくことができないと思うんですよね。

なので、市街化区域は別として、市街化調整区域においては、そういう増やすということも農家の方の意見を聞きながら進めていっていただきたいというのが私の質問の趣旨です。どうお考えでしょうかね、そこら辺は。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） ありがとうございます。今ありました市街化調整区域の地域についても、最初、国は、この地域計画は市街化区域外の農地での策定ということではなりましたので、説明のほうは、今、青で色を塗っているところ以外の調整区域の地域にも説明を1回しております。一応、調整区域の地域についても、必要が出てくれば市のほうに相談してくださいということではしておりますので、一応、本市としましては、毎年、実行組合長さんのほうにはその都度説明して、必要に応じて調整区域も含めて対応してい

きたいとは思っております。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。

未策定の地域を見ますと、吉木から始まりまして萩原地区ということになっておりますけども、策定の地域と比べまして、大規模な地域がほとんど未策定となっておりますのでございます。大きなところばかりが未策定となっております。それだけ課題が多いということではございましょうけれども、共通して遅れておる中身といいますかね、どういったものの確保が困難で遅れておるということがあれば、概要でようございますので、お話しをいただきたい。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○農地担当係長（黒屋和孝君） 当初、地区に入っの地区説明会につきましては、現在、補助金を活用している農家さん向けに説明してきていました。その事業名としましては、多面的機能支払交付金、それと中山間地域等直接支払交付金、この二つを主に農家さんは補助金をいただいておりますので、今後、策定しないことでもらえなくなることはないように説明会を行ってまいりました。

当初、そういった話で回っていたんですけども、令和6年度の途中で、令和7年度からの対象は中山間地域等直接支払交付金のみということになりましたので、本市としては、多面的機能支払交付金に影響はしないということで、そこは農家さんの進み具合に応じて聞き取りながらやっています。

先ほど課長のほうからも説明がありましたように、令和7年度の目標として、檜木委員さんのほうから今質問いただいた地区についても策定していく予定にしております。令和8年3月末までに公表していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 追加説明ですね。課長。

○農政課長（松永崇臣君） ちょっと補足させていただきます。

檜木委員の質問については、何が問題になって策定が進まないのかという趣旨だと思いますけども、一応、地域として話し合いをしても、先ほど宮崎委員からありましたように、やっぱりなかなか先が見通せないというのが地域の意見としては多くございます。やはりそこら辺が、見通しが立たない中で、担い手もなかなかいない中で地図はちょっと今、現段階では作れないというのが地域の意見で、今回、バツ印がついているところが――取りあえず今回はしないと。ただ、補助事業とかがいろんな地域によって出てきますので、

そういったときにはもちろん策定の必要が出てきますので、その辺りはまた地域のほうと話し、策定に向けて動くような形にはなると思います。

バツにしているので絶対しないという話ではございません。必要に応じて地域と話し合っ、今後策定していくということになります。

以上です。

○委員（檜木孝一君） 今ので分かりました。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 農家数ですけど、農家という基準ですね。今ずっと一貫して最初からなっているのか、耕作面積によっては農家じゃないよとか、そういうのは何か基準か何かあるんですか。農家の捉え方、戸数かな。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） この農家の戸数の基準としては、農家さんが10アール以上の農地を持ってある方の戸数になります。（「10アール……」と呼ぶ者あり）

補足します、すみません。10アール以上なので、面積としては1,000平米以上。

○委員長（八尋一男君） 1反やね。

○農政課長（松永崇臣君） はい。1反、持ってある方が対象ということになっています。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑はありますか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） すみません、これも事前に気づいておけばよかったんですけど、この地域計画と、活性化計画というのがもう一つ何か……。農山漁村活性化法との一体的推進というのがあるんですけど、この地域計画のページに、農水省の。これは一体的な、そもそもその計画はこの地域計画と並行してつくっていくものなんですか。一体的に推進してくださいみたいに書いてあるんですが。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 今言われました活性化法ですけども、我々もそこは国のほうから、同時に策定とかそういったことは現在聞いておりません。なので、そこはまた別途で調べたいと思います。この場でちょっとお答えできませんので、すみません。

○委員長（八尋一男君） それが分かれば、後ほど資料をお願いします。

○農政課長（松永崇臣君） 分かれば、また御報告したいと思います。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

どうでしょうね。次の分が、米不足対策として、市内農家での米の増産についてと。ここまで行きたいんですけど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、米不足対策として、市内農家での米の増産についてという形で、課長から説明をお願いします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、所管事務調査、米不足対策として、市内農家での米の増産について説明をいたします。

資料の2ページを御覧ください。

まず、過去3年間の水田の面積、耕作面積、生産量についてでございます。

まず、水田面積につきましては、令和4年度、785.2ヘクタール、令和5年度、781.1ヘクタール、令和6年度、772.2ヘクタールになります。

次に、耕作面積につきましては、令和4年度、404ヘクタール、令和5年度、404.7ヘクタール、令和6年度、399.7ヘクタールとなっております。

次に、生産量につきましては、令和4年度、2,120トン、令和5年度、2,020トン、令和6年度、1,960トンとなっております。

次に、現在の休耕田についてでございます。令和6年度の休耕田の面積につきましては、149.9ヘクタールでございます。休耕田としまして、一時的に耕作を休止している田んぼのほうを示しております。水田としての機能は維持しておりますけれども、作物を育てていない状態の田んぼを集計しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま説明を受けましたが、質疑のある方はいませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 昨今の米騒動というか、お米が全国的に足りないのは、結局のところ、作っているお米が少ないんじゃないかと。どんなに短期的によそから備蓄米を放出しようが、輸入をしようが、結果的には国内で生産されているお米が少ないということが言われ始めているので、じゃあ、筑紫野市はこれだけ広い農振地域もある中で、筑紫野市民に供給できるだけの米をきちんと確保できるのかという視点で考えたときに、どれぐ

らの面積があつて、どれだけ作付されて、生産量が上がっているのか。

もったいない話ではあるが、休耕田、本来ならばお米が作れるような田んぼを休ませているところを、今後、筑紫野市全体としてここを活用するようなことを考えたいなと思つて、数字としてまず実態を示していただいたんですけど、令和6年度の休耕田の面積が149.9ヘクタール、ほぼ150ヘクタールあるというところでは、この休耕田を生かすような対策を市として何か対策が取れるような施策というんですかね、考えられるんですか。米を作ることを増やしていく。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 今、米不足が現在続いているところなんですけども、今現在、主食用米については、経過からいうと、平成30年までは国のほうが水稻に対しては交付金のほうを交付しておりました。ただ、それ以降は生産調整ということで、水田活用ということで、要は転作のほうに力を入れているところもありまして、なかなか水田があつても皆さんが全部水稻しているわけじゃないというのが今の現状でございます。

休耕田につきましては、確かに一定数あるんですけども、本市としましても、やはり原因ですね、恐らく一番考えられるのは担い手がいないのかなというところはあるんですけども、そういったところで……、そうですね、新しい借手とかそういったところを促進するというか、そういう支援をするという方法しかないのかなという感じはしております。

なので、現状、先ほどの地域計画にちょっと絡むんですけども、地域計画の中でも耕作されてないところは色がついておりません。3月末に策定しまして2か月たったんですけども、地域計画の効果として、地図を見て、その田んぼを借りられないかなという相談もあつてですね。現状、たしか6件だったかな、1.4ヘクタールぐらいは新しく契約ができたというところもありますので、地域計画も生かした形で、今度、新しい借手の促進というのをしていけないといけないかなとは感じております。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ありがとうございます。全国的な中で、農家に憧れているというか、若い方も、所得補償した上で土地を貸してくれた農家の農家経営に入ろうかなというのがニュースとしては少しずつあるんですけど、筑紫野市としても、そういう相談ができるのか。先祖代々の土地を手放したくないけれども、このまま放置するのはどうかという人が、土地を貸してくれて、その上で、一定の所得補償した上で、農家として成長していただくように支援していく。そういう対策というのが取れたら、このまち全体の財産である耕作地を維持していけるのではないかなと思ったんですけども、そういうことは

市としても考えられなくはないんですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 確かに今、委員さんが言われましたとおり、今、若い人が農家をしないのは、やっぱり所得の関係が一番大きいと思います。現状、水稻だけではやはり収益がほとんどない状態ですので、今現在、転作とかをして、麦とか大豆とかいろんな高収益の野菜というのを作付して、国からの交付金も含めて、辛うじて経営が成り立っているというのが今の現状になります。

最近、国のほうが、要は農家さんへの所得補償ということで今、明言しておりまして、国民のアンケートでも8割以上は今回の米不足でこういう現状だというのが、大体、国民の皆さんも分かってきたというところで、やはり8割以上が農家さんの所得補償はしないといけないんじゃないかということで今、話題になっております。国のほうがどう動くかというのはまだ分からないんですけども、恐らく所得補償に向けたところを検討することで大臣のほうも明言しておりますので、実際、そういった補償が本市でいう農家さん全員に行き渡るものか、そこら辺はちょっと見極める必要があるかなと思いますので、国の方針が出た時点で、本市としてもそういったところの支援関係を考える必要があるかなとは感じております。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 前は休耕田の割当てやらが各地域であったみたいやったけど、転作とか。大豆を転作したら転作補償金とかもらえていたけど、その状況はどんなふうになっているんですかね。ちょっと教えてもらいたいと思って。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 本市独自では、転作されている農家さんに対しては補助金のほうを一部交付はしております。水田対策事業で一応、本市独自としてはしております。あと、水稻関係としては、良質米の更新事業ということで、これも本市独自であるんですけど、米の種子を購入された農家さんに対しての補助というのを今現在、行っております。

○委員（田中 允君） それで、今言ったように、休耕田に割当てがあるかとか。

○委員長（八尋一男君） 質問が、休耕田の割当てはあるかと。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） すみません、多分、休耕田の割当てはないと思います。

○委員長（八尋一男君） いや、私が言いますと、休耕田の割当てはないけど、減反はありますよ。

○委員（田中 允君） 減反の割当てはあったでしょう。だから、減反という意味やから、休耕田ということは。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 申し訳ございません。減反政策という言葉は廃止になっているんですけど、今現在は、生産調整ということで作付面積の調整はあっております。すみません、失礼いたしました。

○委員長（八尋一男君） そういう意味ね。分かりました。

ほかに。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 手短に。この表の生産量なんですけども、この生産量というのは、例えばJA、農協のカントリーに入れた分というふう……、この数字で間違いはないんでしょうか。要は、JAさんに納めているという。

○農政課長（松永崇臣君） この収穫量の数値は、国が統計で出している収穫量になっています。自治体としては作付面積までは把握しています。営農計画書というのを農家さんからそれぞれ出していただいて、毎年、水稻をどのぐらい作付するのかとか、いろんな大豆とかあります。そこまでは把握しているんですけど、恐らく収穫量についてはJAさんが把握している数値じゃないかなと思います。

○委員長（八尋一男君） はい。

○委員（宮崎吉弘君） 何で私がそれを聞いたかという、例えば八女とか、法人化してないけれども、ある程度、個人で大きく水田をされていて、ある会社にパレットで、2トントラックで、従業員の人の買ってもらったりしているんですよ。だから、そういうルートもあるんだなというのが分かってですね。なので、この生産量というのは恐らくJAさんで把握されている分なんだろうなと思って確認をしました。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 先ほど所得補償とか新しい動きは国の方針待ちだとおっしゃってあります。そのとおりだというふうに思います。今の米不足というのは、私はスペシャルな動きだというふうに捉えておるところでございます。

大きな動きで言いますと、昨年度、国の農業基本法が改正をされまして、需給率を高めていくという大きな動きがっております。この動きの中で、今後5年間のこれに基づいた基本計画を国がつくるということになっておりまして、たしか昨年度中にこの策定がな

されておると考えております。これによって、具体的には需給率を38%から45%に高めていこうとか、農業安保、そういったものを強化していこうということになっているんですけども、それが具体的に福岡県を通じて筑紫野市に下りてきておるのかどうか、今の現段階としてですね。それをまず1点目、お尋ねをしたいというふうに思っております。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 今、県から情報が下りてきているのかというところは、今、現段階ではまだ下りてきておりません。国のほうとしては、2027年度目標ということで今動いているようですので、恐らく早ければ今年度中に何かしら動きはあるのかなと思っています。本格的には、恐らく来年度にいろんな情報が下りてくるとは思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） そうしますと、先ほど言いましたように、農家、担い手を育成していくのは所得補償が大きな鍵になるという話もあってございました。それで、市としても今、単独補助金を転作……、1,800万円の単独補助金の制度を設けてあって、これは非常に地元としては評価が高いです。ですので、こういった形で今後大きく米の生産量を増やしていくということになってこようかと思えますけども、ぜひ国・県の所得補償と併せて市独自の所得補償の制度そういったものの検討を、併せて拡充をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 私、さっきの所得補償のついでで発言しようと思ったんですけど、実は、学校給食を受皿にして農業生産を確実なものにするという手法も幾つかの自治体で取られていて、この建設環境常任委員会の前期の取組として視察に行ったところが、学校給食のお米を有機米で作る、コウノトリ米というのでね、作るということが、やっぱり生産者の所得補償につながっているということで、最初は戸数が少なかったけど徐々に広がって行って、最終的には子どもたちが食べるお米だからというので協力する農家が増えて行って、そのことでさらに新たに作付を増やしていく人たちも増えていったというふうな話を聞いてきたところです。

さっき水稻だけでは収入がないということで、基本的にお米を作ることと、今、学校給食で週に5日、きちんと子どもたちに食べられる量をまずは筑紫野市で作っていく。麦、大豆を植えて補っているという話があったけれども、野菜とか、大豆もそうですし、

麦もそうですし、ほかの作物を作って、学校給食を受皿にすることで——学校給食の食材費は基本的には二、三億円あるので、それを何軒かの農家で分け合って補償につなげるといところも考えられなくはないので、JAのいろんな組合が、何とか部会、何とか部会と協力して、やっぱり基本的には学校給食を受皿にするというのが一番大きな力になるんじゃないかと。最低部分を賄うという部分ではあるんじゃないかなと思うので、この際、農政のほうで、いろんなどころ、農家との話合い、農協との話合いも、農協に入っていない方もおられるので、そういう方たちも含めて、いかに農業収入を上げながら、何とかな、所得を補償していけるような形で農業が続けられるような対策を考えていけたらなと思っているんですけど。幾つか自治体の事例があるので、その辺の研究も含めて考えていただけたらなと思いますけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） すみません、御意見ありがとうございます。

今からの農業関係で、所得補償もそうなんですけども、筑紫野市には農振農用地とあって、一定数の農地は守っていくというところで振興しておりますので、やはり何かしら継続して農業できるような取組というの、我々としても研究・調査していきたいと思っております。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 新年度の新しい政策として、農業振興地域整備計画というものを約20年ぶりに改定されることになっておりましたので、これは要望です。地域住民の、特に生産者の意見をよく聞いて策定作業に当たっていただきたいというふうに最後をお願いをしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 一応計画については、アンケート等も取って意見は取り込もうと思っておりますので、検討のほうをいたしたいと思えます。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

最後、この表の見方ですけど、水田面積、耕作面積、生産量とありますけど、水田面積が772ヘクタール、耕作面積が399.7ヘクタール、プラス休耕田が149.9ヘクタールで、そうすると550ヘクタールぐらいですけど、あと550ヘクタールと772ヘクタールの差はなんですかね。水田面積が772ヘクタールでしょう。耕作が約400ヘクタールでしょう。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） 水田面積と、あと今、耕作面積は大体400ヘクタールですの

で、370ヘクタールあるんですけど、休耕田の面積を引いた大体200ヘクタールぐらいが転作されている水田の面積になります。

○委員長（八尋一男君） 麦とか大豆とかね。あ、麦はないから大豆やね。

○農政課長（松永崇臣君） そうです。大豆、麦、野菜関係になります。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。

はい、なしですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これで質疑を打ち切ります。

ありがとうございました。

再開を10時25分からにしたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時24分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、部長より職員の紹介をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまでございます。

説明員が入れ替わりましたので、それぞれ自己紹介のほうさせていただきます。

○環境課長（益永 晃君） おはようございます。環境課の課長の益永と申します。よろしく願いいたします。

○環境保全・廃棄物担当係長（中村義弘君） 同じく、環境課環境保全・廃棄物担当の中村と申します。よろしく願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） じゃあ、よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、水質調査等の結果について（平等寺地区）の説明をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、説明を申し上げます。

資料の1でございます。

2ページを御覧ください。

水質調査等の結果についてでございます。平等寺地区でございますが、最新のものにつ

いて、水質調査の結果を報告いたします。期間として令和7年1月から令和7年3月の分となっております。

次のページになります。

こちらは市の水質検査の箇所図となっております。地図に白線で描いてあるところが産興元処分場の領域となっております。それぞれの検査箇所については、ステーションの番号及び丸数字で書いておりますものとなっております。

表の右上になりますけれども、毎月行っている分と、年に2回行っている検査箇所がございます。

まず、オレンジの文字についてでございますが、処分場直下については、毎月検査を行っております。こちらの検査場所が①、②、⑤、⑦、⑧、⑨となっております。青い文字については、処分場周辺になっておりまして、年に2回、法で定められた検査を行っております。検査箇所が①、②、③、④、⑤、⑥。そして、衛星上の地図の左上にAという文字がありますが、そちらのほうも検査のほうを行っているところでございます。

地図上、見やすいように、オレンジの分と青い分で、それぞれのステーションにアンダーバーを引かせていただいておりますけれども、青い文字とオレンジの文字で実施しているところに合わさっている分については、それぞれでアンダーバーが入っているという状況になっております。

次のページになります。

毎月、検査を行っているものについては環境基準というものがございまして、そちらの環境基準がある検査結果については、こちらのほうでまとめて示させていただいております。基準等というところにありますけれども、まず環境基本法に関するものについてが二つございます。生活環境の保全に関する環境基準ということで、河川B類型に係るものについてがBODというものがございまして、これは後から説明いたしますけれども、3ミリグラム／リットルを超えなければいいということになります。

この河川B類型でございますけれども、山神ダム上流については、山口川になりますけれども、当該測定地点というのは指定された水域ではございませんが、準じてB型基準と比較をしております。

そしてもう一つ、人の健康の保護に関する環境基準については、ホウ素が環境基準に掲載をされていまして、1ミリグラム／リットル以下となっております。そして小さく米印で書いておりますけれども、この環境基準というのが、人の健康及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標ということになっております。

ちなみに、受忍や許容の限度ではないということを申し添えておきます。

続きまして、廃棄物処理法に基づくものについてでございますけれども、二つ基準等の内容がございまして、安定型処分場の浸透水の維持管理基準に関するものが、CODが40ミリグラム／リットル、BODが20ミリグラム／リットルとなっております。その下になりますけれども、安定型処分場の浸透水の廃止基準に関するものが、CODはありません。BODに関してが20ミリグラム／リットルとなっております。

この安定型処分場というのは、廃棄物の性質が安定している産業廃棄物。例えば、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくずなど、埋立てをしても環境に影響が低いと思われるものについて埋め立てる最終処分場ということになっております。

続きまして、指針値でございます。こちらについては、環境庁の水質保全局長の通知にあります、要監視項目というものになります。

ちょっと備考のほうに目を入れていただきたいんですけども、この要監視項目というのは、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものという形で書いておりました、本市で検査を行っている全マンガンとウランがこちらの要監視項目になっております。全マンガンの要監視項目の指針値が0.2ミリグラム／リットル、ウランについてが0.002ミリグラム／リットルとなっているところでございます。

先ほど、表中の環境基準にありましたCOD、BODについて御説明申し上げます。

CODというのが化学的酸素要求量、ケミカル・オキシジェン・ダイヤモンドの略でございます。水中に含まれている有機物というのがあるんですけども、これがそのケミカル、酸化剤により分解される際に必要な酸素量となっております。きれいな水だと分解される酸素の消費が少ないということになりますし、汚染された水になるとCODの検査をしたときに酸素が消費される量が多いということになります。これらのCODの検査というのが、長時間滞留する湖沼または海域での汚濁の指標に適している検査項目となっております。

BODでございますけども、生物化学的酸素要求量ということで、バイオケミカル・オキシジェン・ダイヤモンドの略でございます。こちらが水中に含まれる有機物というものが、好気性微生物、酸素が必要とする微生物になりますけれども、これらの微生物により分解される際に必要な酸素量となっております。先ほど申し上げましたとおり、微生物が水をきれいにするとき、酸素の量が少なければきれいな水になりまして、酸素の量を消費する量が多ければ汚染された水というようなこととなります。これらの検査項目は、河川の

水質汚濁の指標として適しているということになります。

そして、BODの中でもATU-BODという検査項目があります。BODを測定しますと、本来、測定数値となる有機物の酸化以外に、微生物の働きでアンモニアなどの硝化反応という自然に反応する現象がありまして、検査の中でそういった酸素消費量も加算されると、BODが高い値を示すことになります。このため、その反応を抑えるために、アリルチオ尿素というものを加えると、本来の分解に関する酸素量を正確に測ることができるというようなことで、この検査方法をATU-BODというような形で示しております、本日の説明の中にこれらの用語が出てきますので、御参照いただけたらと思います。

続きまして、こちらの最新の3か月の検査結果、先ほど言いました1月から3月の検査結果について、御報告を申し上げたいと思います。

表中、四つの表がございますが、調査日が令和7年1月16日からの分で報告をさせていただきます。

こちらは、行でいうと①から⑨までの検査箇所において列が検査項目になっております。水温からpH、電気伝導率、これは毎月行っている検査項目になっています。その中で、先ほど申し上げました環境基準や指針値により多くなっているところについては、黄色いマーカーで示しているところがございます。

そちらについて御報告申し上げます。

令和7年の1月16日、全マンガンについては、①のSt-12”が0.2ミリグラム／リットルに対して0.89ミリグラム／リットル。そして、⑨のSt-11’については0.83ミリグラム／リットルとなっております。そして、ウランについてでございますが、0.002ミリグラム／リットルに対し、St-12”に関してのウランの量が0.0069ミリグラム／リットル、⑨のSt-11’については0.0033ミリグラム／リットルとなっております。そして、一番左の列のBODについてが、すみません、これは3.8ミリグラム／リットルとなっておりますが、先ほどの硝化反応が出ておりましたので、アリルチオ尿素を添加した分で見ると1という数字となっております。

同様に、2月になりますけれども、全マンガンに関してが0.2ミリグラム／リットルに対して、①のSt-12”についてが0.53ミリグラム／リットル、⑤のSt-19”に関しては0.35ミリグラム／リットル、⑨のSt-11’においてが0.67ミリグラム／リットルとなっております。ウランについてでございますけれども、0.002ミリグラム／リットルに対し、St-12”についてが0.0083ミリグラム／リットル、そしてSt-11’についてが0.0036ミリグラム／リットルとなっております。

次ページになります。

3月7日の検査結果でございます。全マンガンについてが0.2ミリグラム／リットルに対し、S t-12”についてが0.34ミリグラム／リットル。また、⑤のS t-19”に関しては0.22ミリグラム／リットル。⑨に関してがS t-11’ になりますが0.45ミリグラム／リットルとなっております。そして、ウランでございますが、0.002ミリグラム／リットルに対し、S t-12” が0.0064ミリグラム／リットル。そして、⑨のS t-11’ についてが0.0032ミリグラム／リットルとなっているところでございます。

毎月の市の検査結果については以上です。

次のページになります。

次のページが年に2回行っている水質検査になっております。こちら、最新のものが2月のものになっております。

検査の項目については、1列目に書いております天候から気温、水温、カドミウム云々とございまして、その次の列、基準等とあるものについて、基準の値、または、それぞれの①から④の検査基準になっております。

こちらは表中の下段になりますけれども、①についてが、水質汚濁に係る環境基準について、別表の1、人の健康の保護に関する環境基準の検査項目となっております。②についてが、水質汚濁に係る環境基準についての中の、生活環境の保全に関する環境基準（河川B類型）に関する検査項目になっております。③についてが、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令にあります、安定型処分場の廃止の技術上の基準となっております。④でございますが、水質汚濁防止法に関する、全国全ての水域の特定事業場に適用される排出基準となっているところでございます。

それから、各列で5月と2月で、①から⑥、そしてAの対照点までの検査の結果をお示しをさせていただいております。この中で②の列と④の列については、十分な水質が確保できておりませんでしたので、欠測となっているところでございます。

概要といたしましては、基準の欄に書いてある数値について、異様に上回る数値等はございませんでしたので、概要で報告をさせていただきたいと思っております。

そして続きまして、次のページからが福岡県の水質の検査の結果になっております。

こちらが福岡県の水質検査の箇所になっております。左からS t-12、S t-19、I-11、I-3、I-2、S t-11、S t-18、この7か所になっております。

そして、次のページになりますが、場内の水質・ガスモニタリングの地点になっております。左からB-5、S-2、B-4、S-1。そして、ちょうど真ん中の下辺りになり

ますけれども、J-2。そして、右上のS-3、B-6、S-4、こちらの青文字の8か所については水質調査地点となっております。そして、図上の右側の6か所になりますが、B-9、B-10、B-2、101、102についてが、すみません、5か所ですかね、ガスの調査地点となっているところでございます。

次ページになりますが、先ほど説明申し上げましたCODの上の表、折れ線グラフが産興場内のCODとなっております。下の欄が産興場外のCODとなっております、平成17年度以降、令和2年までの折れ線グラフの結果となっております。

そして、次のページになりますけれども、産興場内の直近5か年度分のCODとなっております。検査箇所が、折れ線の識別でS-1、S-2、S-3、S-4、そして、B-4、B-5、B-6、そしてJ-2でお示しをしていますけど、こちらの折れ線グラフとなっております。令和6年も含めまして、こちらの安定型処分場の浸透水の維持管理基準というのが40ミリグラム／リットルとなっております、この基準を下回っているところでございます。

次のページでございます。

産興場外のCODでございます。こちらについて基準はございませんが、それぞれの3か所の地点について計測を行っている推移となっております。

続きまして、次ページになりますが、産興場内のBODの数値になっておりまして、平成17年から令和2年までの推移になっています。

そして、下の欄が産興場外のBOD。こちらが平成17年度以降の数値となっているところでございます。

続きまして、すみません、次ページになりますが、直近5か年度分のBODの数値でございます。こちらの説明文の中に書いていますとおり、BODについては安定型処分場の廃止基準が20ミリグラム／リットル以下となっております、それぞれの色分けされた折れ線グラフよりも、令和6年度については下回っている状況でございます。

そして、次のページ、産興場外のBODになりますけれども、St-11からSt-19までの折れ線グラフを示しております。

なお、令和6年度以降も、St-11についてが、こちらの生活環境の保全に関する環境基準3ミリグラム／リットル以下となっているところですが、上回っているところについては、その箇所の都度、ATU-BOD、硝化反応を抑える検査の結果を行った箇所がございまして、一部突出はしているものの、令和6年度、ATU-BODで見ると下回っている検査結果も出ているところでございます。

続きまして、次のページになりますけれども、産興内外の硫化水素調査結果、平成17年度から平成27年度分の折れ線グラフになっております。

続きまして、次のページになりますけれども、平成28年度以降の推移となっております。令和6年度については、突出した値は見受けられておりません。

そして、次のページから24ページが、県の検査結果を数値化されている表のものです。以前、出ていた折れ線グラフの分は、市のほうで折れ線グラフにして、可視化しやすいようにやっているところでございます。

そして、次が25ページになりますけれども、受託廃棄物の残量でございます。こちらは令和7年度の3月現在、産興処分場跡地に残っている廃棄物を順次、外のほうに搬出を行っているところです。

令和7年度3月に関しては、廃塗料、廃油も含みますけれども、今、ドラム缶1個分程度残っているということで、トン数としては0トンになってはいますが、残りドラム缶1個ほど残っております。あと、廃プラ、木くず、紙くず、これらの混合廃棄物については約70トン。そして、汚泥に関してが約450トン。そして、廃石膏になりますけれども、こちらが約10トンほど残っており、合計が約530トンとなっております。

次に、令和7年1月から3月の受託廃棄物の搬出状況でございますが、1月から3月においては搬出量はゼロでございました。

そして、次の表になりますけれども、平成18年度からの累計になりますが、搬出量と書いてあるところがマニフェストに記載されている数字となっております、立米とトン数が混在しております。廃プラ、木くず、紙くずの混合廃棄物は1万1,705.2立米、廃石膏が618立米、廃油が4.8立米と61.78トン、汚泥についてが15立米と3.4トンとなっております。

こちらの立米に関するものについては、廃プラ、木くず、紙くずの混合廃棄物の1万1,705.2立米に係数を掛けると、おおむねでございますが、参考値として3,043トン。廃石膏についてが618立米に関して係数を掛けるとおおむね185トン。廃油についても同様に、4.8立米に係数を0.9掛けた4トン。また、汚泥についてが15立米から1.1の係数を掛けたおおむね16トンということで、参考値のほうを書かせていただいております。

そして、すみません、ちょっと別の資料になるんですけども、今から発信をします。

山神の水質の中でPFASについて、以前、報告を申し上げたところでございますが、改めてPFASについて御説明のほう申し上げたいと思います。

まず、PFASというのが有機フッ素化合物の総称となっております、生活の中で使用されている用途としては、フッ素加工調理器具または泡消火剤、防水加工品などがござ

います。

P F A S の性質といたしまして、水溶性、水に溶けやすい、そして不揮発性、揮発をしない、そして難分解性、分解しにくい、そして高蓄積性、その場では滞留し続けるということです。また、水に溶けやすいことから、長距離での移動性も挙げられます。

そして、人体への影響なんですけれども、発がん性や抗体反応の低下、コレステロール値の上昇などの恐れがあります。ただし、こちらのほうについては、いまだ確定的な知見はなく、国際的に様々な知見に基づき、今、検証中とのことでございます。

こちらの P F A S については総称でございます。種類としては、多くで 1 万種類ほどございますけれども、今、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の中では、P F O S と P F O A というものが、今、原則として製造、輸入のほうが停止をしておるところでございます。

令和 2 年の 5 月に P F O S 及び P F O A というものが、先ほどちょっと説明の中で申し上げました要監視項目のほうに追加をされており、その指針値として、合算値として 50 ナノグラム／リットルということになります。

ちなみに、この 50 ナノグラム／リットルというのは、P a y P a y ドーム辺りで水が浸されていたときに、50 グラムの食塩水というか、そのぐらいの微妙な量ではございます。それがナノグラムという数値となっております。

なお、令和 8 年度の水道法上の水質基準の対象に格上げする予定になっておるところでございます。

表中でございますけれども、各国の飲料水に対する P F O S ・ P F O A の規制値でございます。

日本のほうは先ほど申し上げましたとおり、P F O S ・ P F O A の合算で 50 ナノグラム／リットルとなっておりますが、米国に関しては P F O S が 4 ナノグラム／リットル、P F O A が 4 ナノグラム／リットルとなっております。カナダについては 600 ナノグラム／リットル、200 ナノグラム／リットル。以下、それぞれの国で規制値というのが、表中でお示しをしているところでございます。

本市におきまして、こちらの P F O S ・ P F O A は、水道事業のほうでは年に 1 回、水道の検査を行っております。また、山神水道企業団においては、ダムの原水、あとは浄水に関しても、今は年に 2 回、検査のほうを行っているということで聞き及んでおります。

ただし、山神水道系の数値についてが、指針値を下回るものの、15 ナノグラムほど出ていたということは報告を受けておりましたので、市のほうで独自に、2 月の頭に井水の検

査を行いました。平等寺区の区長さんの了解をいただきながら、今お示しをしております水質箇所——平等寺公民館、また天心園、そして河川に一番近い民家宅をお願いをいたしまして検査を行いました、3月の頭だったと記憶しておりますけれども、それぞれが5ナノグラム未満の検査結果が出ております。いわゆる、ほぼ出ておりませんでした。50ナノグラム以上の水質検査が出たら水質の指導を行おうと思っておりましたが、区長さんのほうに水質の検査結果を御報告申し上げて、井水については今のところ水質が保たれているということでございましたので、それぞれの検査箇所の方に御説明を申し上げておりましたので、今回、6月の議会でこの検査結果について御報告申し上げるところでございます。水質検査についてが以上でございます。

○委員長（八尋一男君）　ただいま説明を受けましたが、質疑がある方ありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　2点あります。

一つは、5ページから8ページにかけて調査されている中のS t-31の（B）と（F）ですね。

これはずっと数量不足のため欠測で、もう1年続いているんですよね。去年もそうだったんですけど。こういう水量不足のため欠測の状況がずっと続いているというところで、このS t-31の（B）というのは、第一期処分場が県道をくぐって行って、畑地のほうに向かっていく川の流れの横に、浸透水として出てきている水を採取して測っていた水なんですけど、地下水なので水がないということはあんまり考えられない、出てこないというのが考えられないので、なぜずっと水量不足のため欠測になっているのか。雨が降れば、大体、浸透水というのは出てくるはずなんだけれども、それがなぜずっと欠測されているのかというところ。

それから、ちょっと場所を変えてでも、同じような地点で。というのは、これ、第一期処分場の浸透水が出てきているということで測っていたところなんです。そこを何とか測る手だてがないのかと。

それと、こういう状況のまま、水量不足のため欠測というのをずっとこのまま続けていっていいのかという視点で、それが地下水調査の中で、どういう意味を持っているのかということをおっしゃっていただきたいです。

もう一つは、県がやっている水質調査で、21、22、23ページで報告されている中で、1月、2月、3月の分ですが、例えばS-3とS-3'、S-4、これ場内ですよ。ECが密度もちょっと高い、ほかに比べてですね。それは1月、2月、3月ともに1,500ぐら

いに近いような状況で推移している。そして、ナトリウムであるとか、マグネシウムであるとか、カルシウムであるとか、塩素であるとか、硫酸基であるとか、炭酸基であるところ、ほかのところと比べてちょっとずつ高いんですね。こういう状況で、何らか、S-3というのは第二期拡張の一番末端部に近いところなので、このことについて、県はどういう評価をしているのか。この数値と、第二期拡張の末端部でどういうことが起こっているのかをどういうふうに評価しているのかを伺いたいなと思っています。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 市で行っているところで、かなり欠測しているところが見受けられます。違うところの検出についても、その辺りは私ども事務上の判断でできるところでは、ちょっと難しいかなと思いますので、また7月に環境保全連絡会というのがございます。こちらが、県または山神水道企業団、そして市のほう、それぞれの今までの検査結果を報告をして情報交換する場がございます。先ほどの地点での値の違いも含めて、そういった問合せがあったので、その見解を教えたいというような中身で問わせていただきます。大体7月に開催される予定ですので、次の議会では、議事録も含めて報告ができると思いますので、よろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） お願いします。

県も来ますか。

○環境課長（益永 晃君） はい、県も来ます。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。

宮崎議員。

○委員（宮崎吉弘君） 先ほど、辻本委員のほうからも言われましたけど、調査地点で水がないからできませんというのが3年ぐらい前でしたっけ、私も、原因としたら、何というんですか、伏流してから水道が変わったり、あと深度、深さにも関係していると思うんですよね。なので、これ、ずっと同じことを平行線で、水が枯れているからできません。以前、私も掘り変えたほうがいいんじゃないかとか、いろいろ経費の問題もありますけど、何らかの対策をしないと、水がないから測りようがありませんでは、これはずっと続いているので、いかがなものかなとは思っているんですけど。

それと、25ページで、1番の分ではですよ、汚泥とか、廃塗料とか……、廃塗料はドラム缶1本分だから、比重が1としたら0.2ぐらい、200キロぐらいあるはずなんで、これを2番のほうで0トン、0トン、0トンとなると、あれ、もうないのかなというふうに取りられる方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですよね。

これが、平成18年度からの累計になってくると、0.26とかこういう数字が出ているので、やっぱり目安としては、たとえ1トン未満であっても、0.2とか0.3とか表示をするべきではないかなと思っていますけど、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 今回、令和6年度、今まで報告した中身では受託廃棄物が結構出てたんですね。今回、たまたま1月から3月に出てなかったなので、私たちもおやっと思っていたんですけども、この辺も含めて、出てなかった時期が出るというのはちょっと気になるころでもありますので、お話をしたいと思います。

先ほどの表示についても、今まで事務処理上、小数点以下をどうするかとか、やっぱり事務レベルでちょっとあったものですから、先ほど御意見いただいた中でまた協議をして、お示しをさせていただけたらなと思っています。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、質疑を打ち切ります。

続きまして、筑紫野市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止についてという形をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、資料の2でございます。

筑紫野市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止についてでございます。

資料については、次ページになります。

補助の内容を左上のほうに書かせていただいております。

既存の専用住宅で使用している単独処理浄化槽、またはくみ取便槽を廃止をいたしまして、合併処理浄化槽を設置する——転換するという専門用語になりますけれども、浄化槽の設置費用の一部を予算の範囲内で補助を行うところでございます。

こちらについて、令和7年度の予算額が、5人槽が1世帯分、7人槽が2世帯分を予算の確保をいただいております、116万円となっております。

ただし、この補助については、新築、公共下水道や農業集落排水の処理施設の処理区域の場合については、補助の対象外とさせていただいております。

ちなみに、その補助額でございますが、その右側でございます。補助の限度額が、5人槽であれば33万2,000円。6人から7人槽についてが41万4,000円。8人から10人槽が54万

8,000円となっております。

なお、この合併浄化槽の設置費用は、5人槽で80万から100万円ほどかかるということで聞いております。

続きまして、次の行になりますけど、補助実績でございます。過去5年間分を記載しております。令和2年度が1件、33万2,000円。令和3年度が1件、33万2,000円。令和4年度が0件。令和5年度が2件で74万6,000円。そして令和6年度が0件となっておりますところが現状でございます。

今のこちらの合併処理浄化槽の補助対象世帯が、令和5年度の調査時点では65世帯ございました。単独処理浄化槽が34世帯、くみ取便槽が31世帯ございました。

次の行になりますけれども、令和5年にアンケートで意向調査を行っております。これらの世帯に対して、補助金の申請について意向を行っていたところ、回答者数は23世帯ございました。その中で、無回答のものもありましたが、その質問の項目と回答数を書いております。

まず、アンケートの中身の一つ目として、補助申請の希望について「希望する」と答えられた方が2世帯、「条件によっては希望する」と答えられた方が12世帯。このうちそれぞれ1世帯ずつ交付、助成を行っております。

「条件によっては希望する」の条件は何ですかというような話でしたけれども、「現在の設備が故障したら」が2世帯、「補助金の額が増額したら」が9世帯、「設置場所が確保できれば」ということで1世帯。こちらのうちの1世帯が交付済みということで確認しております。

設置する時期といたしまして、「令和5年度中」が4世帯で、このうち2世帯が交付を済んでおります。「令和6年度中または5年度中」が1世帯、「令和6年度中」が0世帯、「令和7年度中」が0世帯、「時期は未定」と答えられた方が9世帯ございました。

これらの状況を総合的に検討したところでございますが、合併浄化槽への切替えが高額であること。また、申請件数が少ないこと。アンケートの調査結果から、現行の家屋で切替えを予定していない世帯が多かったことから、補助金の交付件数が非常に低減しており、令和8年度以降、補助金の廃止を予定をしているところでございます。

なお、令和7年度については、先ほどの116万円予算確保しておりますので、直ちにこちらの方針が決まり次第、周知のほうを行っていきたいと考えているところでございます。

次のページが、今後のスケジュールになりますけども、6月中で方針を決定した後に議会報告を行い、補助金廃止の周知を行っていきたいと思います。年度末の3月に補助要綱

の廃止手続を行いまして、令和8年度からは補助金の廃止というような流れにさせていた
だきたいと思っております。

これは参考資料でありますけども、単独浄化槽とは何ですか。合併浄化槽とは何ですか。
また、合併浄化槽の仕組み。また、くみ取式の便槽もいろいろ種類がありますので、参考
程度に見ていただけたらと思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑がある方はあり
ませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 非常に生活に関わることなので、確認なんですけど、結局、新
築とか公共下水道、農排水になるところの以外というところは、かなり周辺部というふう
に考えられるんですが、その人たちのアンケート結果を見ても、令和5年度のアンケート
結果なんですけれども、「条件によっては希望する」というところで、「補助金の額が増
額したら」と。それで、これはお金の問題でやっぱりできないのかなというふうに考えら
れるんですけども、それで言えばなおのこと、補助金交付がなくなれば、この方たちはど
うすればいいんでしょうか。どうなるんでしょう。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） この単独並びにくみ取便槽での合併浄化槽への転換というの
は、やはりどうしても、生活環境や汚染防止のために平成の結構早い時期から、3年、4
年ぐらいから開始された事業でございます。この取組を推進するために事業に補助を出し
て、65世帯という非常に枠の小さいものになってきて、一定の効果は見られたものと思っ
ております。

今後、この補助をなくした段階であれば、できれば公共下水の入る範疇で家を建て替え
るとか、なければ費用面がそのまま自己負担ということになりますので、そうした下水の
処理が、処理網というんですかね、区域の中で、そういった形で引っ越しとか建て替
えをしていただけたらなと思うところでございます。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 何か聞けば、かなり気の毒な感じがしなくはないんですけど
も、例えばですよ、今住んでいる方がこのままの状態に住んで、世代が交代して、家屋を
建て替えるというときでないと、今の新しい生活様式に見合ったようなものを準備できな
い。そしたら、例えば家を修理するときにも、ここは将来的には自前でやるしかないんで

すよと。公共下水道にもつながりません、農業集落排水にもつながりません、自前で処理施設をつくってくださいというふうなことになってしまうということなんですよ。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 単独の浄化槽とくみ取りということで、くみ取りはくみ取りでやっているんでしょうけど、単独の処理の浄化槽を合併に転換するというのは、そもそも水質汚濁の防止ということで始まった事業なんじゃないかなと思うんですけども、そのままにしていたら、水質というのは、何というんですかね、保たれるというか汚染が進んでいくこととかというのは考えられないのかなとちょっと思っていますね。

例えば、大腸菌の数が川で多いとか、たしか水質検査で前に出てたと思うんですよ。これ、単独の浄化槽とかがちゃんと掃除されてないと、処理が不十分になってきて、それもやっぱり水質汚濁の原因になるのではないかなと思うんですけども、そういったこととかはどのように考えてあるんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 単独浄化槽の場合は、いわゆるトイレだけは、くみ取り以外はですね、浄化作用があるところで、基本的に、あと残りの生活雑排水と言われるものが、いわゆるそのまま流れているというような状況はあります。今、山家地区が一番世帯数としては多いんですけども、河川の状況は水質検査を行っております。

合併浄化槽また単独浄化槽も、我々としてはしっかりと年に1回、汚泥を引き抜いて検査をしてくださいねというようなアナウンスは行っているところでございます。

先ほど言ったように、今の水質については河川の水質検査も行っており、一部に関しては、また違う地域ではありますけれども、大腸菌がちょっと多いよねって気になるところはありますけど、そこの地域での検査結果というのはそれほど悪い数字は出てはおりませんでした。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、取りあえず今の予算で116万円を確保している。3世帯分ですよ。確保しているけれども、あと単独のところを取りあえずはやって

もらいたいというところでは34世帯あるので、10%分ぐらいしかないわけですよ。今年度、補助金廃止の周知をして、もしも駆け込みでやりますと言った場合、それはどういうふうに対応されるんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） まずは、予算的などころでももちろん対応はいたしますけど、それ以上に駆け込みの需要が出てきたときには、所管課で何か救済措置があるかどうかというのは検討はしておりましたので、その様子は見えていこうと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ぜひとも、それは救済措置として検討はしてほしいですね。やっぱり水質汚染を少しでも防ぐためにという形でもともと予算がついてたことでしょうか、お願いします。

○環境課長（益永 晃君） はい。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 水質汚染もそうなんやけど、今は災害時のときに分散型の、やっぱり、コミプラの必要性というのも今改めて見直されている状況で、今後、選択肢として、そういうのを設置する、あるいは転換するということが出てくる可能性もあると思うんです。そのときに、今ここで、僕は廃止というよりも残しておいて——今、0件ということであるわけだから、何で今、急にというか、それは段階を踏んで判断してきたのかもしれませんが、何でそういうふうになるのかなとちょっと疑問に思ったところです。

それを例えば住民説明するときに、なかなか皆様、関心がある人、関心がない人がいるかと思えますけど、それでいいのかなというふうにはちょっと思っていました。そこら辺は、所管はどげなふうにいるのかなと思えますけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほどちょっと申し上げましたとおり、合併浄化槽への転換というのは平成の3年、4年から行っていた事業で、やっぱり生活環境の改善とか、河川の環境負担を軽減させるというようなことで、約30年ほど事業を行っております。他の地域においても、筑紫地区でうちが結構その制度自体はずっと残していたものでもあったんですよ。申請件数も、10年ぐらい遡っても0件が非常に多かったこと。それでちょっと、意向のアンケートを取ってみようかというような中身で取ってみたところ、こうした結果が出ました。100万円もする、浄化槽だけの切替えをやるというのは、うちの世代はこれでよかというような意向を結構耳にしました。

それで一応、今年度ついでいるところで、そういった促しをしながら、アンケートを取った時点で、その意向もお話をこの対象世帯にしているところもありますので、総合的にそれらを踏まえて、制度自体もこれはいいじゃないかというようなことで決めさせていただいたところです。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほぼ1時間ですけど、もう一つよろしいですかね。ゼロカーボンシティの宣言についてというところまでいきたいと思えますから、よろしくお願いします。

じゃあ、説明をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 資料の3になります。

ゼロカーボンシティ宣言についてでございます。

次のページになりますけれども、ゼロカーボンシティ宣言についてでございます。

令和7年3月に、温室効果ガスの削減策または削減目標を改めたところでございまして、「第三次筑紫野市環境基本計画」の見直しを行わせていただきました。

つきましては、市民、事業者等が一体となって脱炭素社会の実現を目指すものとして、「筑紫野市ゼロカーボンシティ宣言」の表明を行っていく予定でございます。

宣言内容については、ホームページ、SNSなどに掲載をいたしまして、今後、ゼロカーボンシティに向けて事業者及び市民の方と御協力をしてまいりたいと思ひまして、啓発の強化に努めてまいります。

次のページが、ゼロカーボンシティ宣言の案になっております。こちらを読み上げて報告とさせていただきます。

近年、世界各地で地球温暖化に起因する記録的な豪雨や猛暑、台風などの自然災害が国内外で多発しており、私たちの生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

2021年に開催されたCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）においては、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して1.5℃に抑える努力を追求することが合意され、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

日本においても、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標が掲げられており、脱炭素社会の実現に向けた取組が本格化しています。本市においても、こうした世界と日本の動向を踏まえ、二酸化炭素排出量削減に関する方針や施策を見直し、令和7

年3月に「第三次筑紫野市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画が掲げる望ましい環境像「みんなでつくるみどり輝くふるさと筑紫野」の実現に向けて、市民や事業者などと手を携え、脱炭素への取組をさらに進めていくために2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の達成に向けて取り組むことを宣言します。

令和7年、筑紫野市長、平井一三。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま説明を受けましたが、質問ある方おられませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ゼロカーボンシティ宣言をしている自治体は幾つか、いや、幾つもあると言ったほうがいいんですが、ようやく宣言されるのかなと思っています。それはそれとして、では、この宣言に伴って事業者が何をすべきか、市民が何をすべきかというのをね。確かに、環境基本計画に書いてあるかもしれないけれども、それを全部読んで、市民が何をやるかということはまずあり得ないと思うので、この宣言をしたと同時に、こういうことを筑紫野市は取り組むんですよというキャンペーンのようなものを考えておられるのか。でないと、この宣言をして、市民も一緒に、事業者も一緒に何か事を起こそうというふうにはなかなかつながらないと思うんですけれども、その辺まではどのように考えておられるのか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 今、主に環境課のSNSで、デコ活の関係でいろんな周知を行わせていただいております。

今回、宣言を伴うと、冠としてゼロカーボンシティ宣言というのが加えられてあると思いますけれども、通勤あたりを公共交通機関でやりましょうねというような中身の中に、宣言のこういったものを行っているんだよというのを、デコ活も含めて、今、包含した中身でアナウンスはさせていただいています。今までがデコ活シリーズみたいな感じで、いろんなものをキャンペーンというか、適宜、その季節に応じた内容というものを投稿させていただいていますので、こちらについても本当に草の根的な活動になりますけれども、いろんな周知を図りながら、事業者さん、また市民の方も、ゼロカーボンシティというのがどういったものであるというものを認識した中で、こんなことをやっていけば脱炭素につながるんだよというような啓発のほうは、地味でございますけれども、一つずつ周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、辻本委員が言われたとおりでと思います。要は、いかに周知していくかという。これは住民と行政と、あと企業、今言われましたけども。事あるごとに、筑紫野市もごみゼロ運動とかありますよね。そういったところでも強力に周知をしていく。あとはコミュニティーでもあるでしょうし。私が住んでいる西小田とか山間部と平地、戸建ての家でもまれに——プラスチック製品を燃やす人はあんまり見かけないですけど、臭いで分かりますので、例えば枯れ草とかいっぱい出ますので、そういうのを燃やしている家庭が散見されるんですよ。なので、やっぱりそういうところもきちっと周知をさせていく。

そして、ごみゼロについては、弁当殻を捨てたりですね。私は、西小田でごみゼロ運動に携わりましたが、恐らく西小田区以外の方が、県道も走っていますし、ポイ捨てをやっているんだろうと思うんですよ。ごみの集積場においては、他市のごみ袋をそのまま置いているから、迷惑千番なんですよ。だから、そういったものも、本当に事細かく皆さんと情報を共有して、市はこういうふうに宣言をしました、だから皆さんも協力して、筑紫野市として一致団結してゼロカーボンに取り組んでいきましょうみたいな、辻本委員も言われましたけど、キャンペーンを大々的にやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほど地域のほうでいろいろ事象がある野焼き、またはポイ捨て、不法投棄も含めてですけども、結構、通報が来ます。またかというぐらい電話が毎日のようにあって、現場に職員が出て、監視のテープを一定期間貼った後に、その地域によっては、県道であれば県のほうにも通報しますし、市の土地であれば市のほうが処分するというようなところを今、本当、職員が毎日のように出向いてやっております。

そういうところも、不法投棄こんなのがあっているよというのもSNSでも流したりもしているので、本当にひどいなというのが分かる中身にはなっております。ゼロカーボン自体とはちょっと別かもしれませんけれども、ごみの軽減とかも含めると、それもゼロカーボンシティの一環にもなりますし、今年度が元年にもなるんで、しっかりと市民の方に知っていただきたいと思いますので、取組のほうを既存の事業をした中でちょっと考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 辻本委員の関連なんですけど、先ほどの、ゼロカーボンシティの宣言を出して、デコ活宣言もあるということで、これはどっちがどっちなんですか、まず。デコ活宣言に基づいてゼロカーボンシティという冠をつけるという言い方になるんですかね、考え方として。今の答弁の中ではですね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） まず、デコ活の宣言は令和5年度に行っておりまして、いわゆる、今まで省エネみたいな形で取組を行っていたのが、やっぱり暑いとか寒いとかあると省エネというのに規制が入って、我慢しながら省エネをやりましょうというような話だったんですけど、デコ活になると、やっぱりいろんなLEDとか高性能の効率的な冷暖房あたりも含めて、取り替えれば効率的な空調の管理ができたり、知らない間に省エネであったりというようなところもありますので、設備更新も踏まえて行っているものもあれば、ガソリンを使わないように公共交通機関を使いましょうねというような、自分の生活のテリトリーでの取組をやっていくということがデコ活と考えられていいんじゃないかなと思います。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 今、辻本議員が言われたのは、要するに、ゼロカーボンシティを宣言して何をするのかということなんですよ。筑紫野市民に何をアピールするかという話です。今、課長が言われたのは、デコ活宣言というものがもともとその事業としてあると。この冒頭には、やっぱりカーボンニュートラルの実現に向けてというふうに書いているので、実質、地続きなのは分かるんだけど。

だから、宣言して、何を伝えるのかとかいうか、してもらうのかというところを、具体的に教えていただければなど。今の話の中ではデコ活宣言で、これは国のやつですからですね。筑紫野市民として何を取り入れるのかとか、取り上げるのかということも含めて。いいんですよ、別にデコ活が一つの基盤となって、その上に宣言があっても。

何かそこら辺の考え方として、どう考えているかというのを、辻本委員も私も聞きたいところであるところなんですけど。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 長い間、皆さんも言われていた、やっとなぜゼロカーボンシティ宣言ができましたよということだから、させていただきますので、今後は市民にできること、それから企業にできること、市にできることというのがそれぞれあります。それ

を企業さんには企業さんにできることで、こういうことをしてもらえばゼロカーボンのほかにできるだけ近づくんではと思いますというアピール、周知活動というのをさせていただき、市民にとっても、先ほど言ったデコ活も併せて、筑紫野市もデコ活宣言していますので。薄着にしようということもデコ活ですし、高機能な冷暖房に変えるというのもデコ活になったり、こんなことでもゼロカーボンシティに近づけるんだというのも市民にアピールしていくというのが大事だと思います。それから行政のほうでも、議会に対して、それから職員に対してと、全市的に取り組んでいこうということでゼロカーボンシティをさせていただきましたので、今後、周知徹底のほうに努めていきたいと思いますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 市役所がほら、電気自動車とかいろいろ言いよったやん、昔。昔とか、つい最近やけど。それはどのようになりようと、実態としては。ゼロカーボンシティに向かっているわけですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 今のところ、環境基本計画はハイブリッド車、そして電気自動車も含めて次世代自動車として、更新の際は考慮していくというような形にしています。軽のバンあたりも、貨物もですね、何年か前からですけど、低燃費車が非常に多くなっているところです。今後も環境基本計画を立てたときに、公用車を購入する際については、そういった次世代自動車の購入を検討するようにお話をさせていただいていますので、今後、電気自動車も含めて増えていくんじゃないかなと思っております。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 市長車はどげんな。市長車は電気自動車にしとうとかな、今は。

○環境課長（益永 晃君） 市長車は今、ハイブリッドになっています。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 何か見本を見せないかんとやないと、取組として。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） ハイブリッド車自体も、数年前はやっぱり電気自動車に世界中で切り替えていくというような対応もあったんですけども、どうしても、冬場の航続距離とか、暖房をつけてしまうと一気に航続距離が減ってしまうとか、やっぱり電気自動車のいいところ、ハイブリッド車のいいところがありまして、私たちはそこで線引きをすることではなくて、次世代自動車として取り扱って、市長車自体もハイブリッド車でいき

ましたので、かなりの航続距離、または快適に安心して公務ができるように、ハイブリッド車の購入をされているというふうに検討されたと思います。同様に、今後、公用車の更新の際には、そういった次世代自動車への切替えについて更新をして、市民の方にもこういう電気自動車を買って貢献しているんだよとかということをしてPRしていきたいと思いません。

○委員長（八尋一男君） 質疑は出尽くしたようですけど、私が最後ですが。

このゼロカーボンシティの宣言については、随分、3年ぐらい前から、私も一般質問に入れてましたし、代表質問にも入れた。そして、3年たったらいきなりこの文書一つでゼロカーボンシティ宣言と。よく言うねと、僕からは思いますね。2013年比で、2030年は46%削減しましょう。あれはちゃんと、こういうふうに達成の見込みができましたと。しかし、市民は何をしたんですかね。何もせんうちに、わけ分からんうちに46%削減ができる見込みができましたと。

そういうことじゃなくて、部長が言われたように、やっぱりこのゼロカーボンシティになるためにはロードマップがあって、年度ごとにこうしていきますよというのがなからんと、結果的に、市民は何をするのかな、行政は何をするのか、事業者は何をするのかなというのが分からんと思うんですよ。

だから、我々建設環境委員会としては、これは毎回、進捗状況は今どうなっていますかねと。それはちゃんと、所管事務調査なり事務報告なり受けてやっていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

循環型脱炭素社会の推進という形で、市全体の温室効果ガスの排出量を74万1,000トン、CO₂から65万7,000トンにしますと、こういうふうに第7次総合計画はなつとるわけですよ。そしたらこの4年間でこうなるためには何をするんですかねということが見えないと、この委員会は何をするんですかねという形になるんで、それについては、毎回、報告を受けたり調査をかけたりますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

以上で、この件については終わりたいと思ひます。

50分まで、所管の入替えのため休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時37分

再開 午前11時49分
————— . ————— . —————

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

先ほど、私ども委員から質問があっていました、法人数が幾らかとかいうのがありましたけど、早速調べてくれてこの一覧表にしてくれていますから、課長から説明をお願いします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） 先ほど宮崎委員から御質問ありました法人の数なんですけども、まず農業法人組合としては4法人ございます。あと、農業法人以外の有限会社とか株式会社として個人経営以外で経営されていますのが9組織ございますので、全部で13組織となります。会社名につきましては、その一覧表に書いてあるとおりとなりますので、よろしく願いいたします。

それと、すみません、段下委員から御質問があった、農山漁村活性化法に基づく活性化計画が地域計画と一緒に計画するものですかという件ですけれども、こちらにつきまして調べましたところ、地域計画はあくまで農業上の利用に関する計画に対しまして、こちらの活性化計画というのは農業上の利用が困難である農地に対して、それ以外の何か取組計画に対しての計画となっております。一応、国のほうからは地域計画をするときに、地域の皆様がせっかく集まるので、同時に計画したらどうかというアナウンスのほうがありまして、本市としましては、特に国のほうから一緒に計画をしてくださいということはございませんでしたので、必要に応じて、地域の要望等に基づいて計画を立てるようなものになってきます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

質問はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、引き続き所管事務調査に入ります。

職員の方が変わられましたので、部長から紹介をお願いいたします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） 皆様、お疲れさまです。建設部長の深見と申します。よろしく願いいたします。

本日、朝早くからの御審議、本当にありがとうございます。建設部としまして3件、所管事務調査ございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

それでは、土木課の職員が参っておりますので、自己紹介いたします。

○土木課長（菊武秀明君） 土木課長の菊武でございます。よろしく願いいたします。

○土木整備担当係長（坪井 望君） 土木課土木整備担当係長の坪井といたします。よろしくお願ひします。

○建設部長（深見勝彦君） よろしくお願ひします。

○委員長（八尋一男君） それでは、鷺田川・高尾川の河川の浚渫、多自然型川づくり、清掃活動の状況について、説明をお願ひします。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） それでは、鷺田川・高尾川の河川の浚渫、多自然型川づくり、清掃活動の状況について、御説明をいたします。

資料はございません。

○委員長（八尋一男君） 資料はないそうです。

○土木課長（菊武秀明君） 資料はございません。よろしいですか。

○委員長（八尋一男君） はい、お願ひします。

○土木課長（菊武秀明君） まず、鷺田川及び高尾川の浚渫の計画についてでございますが、県管理並びに市管理区間とも、計画的に浚渫を予定しているものではございません。点検や要望に対して、必要に応じ予算確保の上、実施している状況でございます。

なお、鷺田川の市営区間で、J R鹿児島本線の高架下から上流に向かって天六橋付近までは、毎年4月に状況を確認し、近年は毎年、梅雨前に浚渫を行っております。

次に、多自然型川づくりにつきましては、河川整備において魚道や植生護岸などの整備が該当しますが、鷺田川及び高尾川については河川事業としての整備予定がないため、どのような整備となるか決まったものはございません。しかし、河川整備の際には周辺環境も考慮しながら、生態系に配慮した整備計画の必要性について検討を行うものと考えております。

次に、清掃活動の状況についてでございますが、福岡県においてクリーンリバー推進対策事業として河川愛護活動、ボランティア活動への支援が行われており、令和7年3月末時点の県内の河川愛護団体は527団体登録があり、那珂県土管内で27団体で、うち筑紫野市内の団体は11団体が登録されております。

また、住民中心のボランティア活動のほかに、企業等にも呼びかけることによって、地域住民と企業等が一体となった河川愛護活動の支援を行う企業協働河川愛護事業の取組が行われており、那珂県土管内で宝満川に関して2社が登録されている状況でございます。

この二つの事業の目的は、住民と企業と行政との協働を促進し、地域が一体となった河川愛護の意識を醸成するとともに、河川環境の保全を図り、もって潤いある水辺環境を創

出することを目的としております。

今後は、市においても市民活動の場が広がるよう、同様の制度について調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑がある方はありませんか。

宮崎議員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、説明をしていただきまして、ありがとうございます。

高尾川については県の管轄になろうかと思えますけども、鷺田川のほうはどうしても、近隣住民の方が土砂が堆積したりすると心配され、梅雨時期前も、既に終わったんだろーとは思いますが、例えば微粒子の砂とかが堆積してれば、ある程度、大雨が降ったら流してしまうんでしょうけど、それに付随して、例えば大きな礫とか、周辺に木が生えてたら枝とかがさっとなったりすると、次から次にそこに滞留していくという構図があるので、やはり護岸も含めて、土砂の浚渫と併せて考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

その辺は今後、定期的にとということでしたので、きちんと視野に、そこら辺も含まれているのか、お尋ねしたいと思えますけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 河川の堆積状況につきましては、梅雨前に河川の点検ということで、市内の河川を見て回っている中で、鷺田川についても重点的に点検して回っているところです。

その中での護岸の部分につきましては、大きな木が出ている部分とかについては、できる限り対応しているところではございますが、ちょうど境界がどちらかとかいうところもちょっと問題があったりしますので、そこら辺はそういった関係の方とお話ししながら、今まで対応している状況でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 浚渫関係は必要に応じてされているという説明がありました。川づくりのほうはちょっと難しいということなのかなと思って。清掃活動のほうですね。クリーンリバーでこうやって環境に掃除する活動をされているということなんですけど、広報等とかで何かこういう活動をしていますというのをあまり見たことがないんです

けども、これをもうちょっと活性化させるような取組とかを、市として独自に何か、県だけじゃなくて連携してやっていく必要があるかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） この登録されている団体さんの活動の内容だとか活動実績だとかいうのは、すみません、つぶさには把握をできておりませんで、今後、段下委員が言われるように、市としてもそういった活動を支援できる体制といたしますか、そういったところをちょっと調査研究を今後させていただきたいなと考えております。

代表的によく話を聞くのは、山口川で活動されている、あしかろう会の活動とかは、地域も一体となってされているということをお聞きしております。それと、宝満川の草を刈っていただいている団体もいらっしゃいますし。そこら辺の活動への市としての支援については、また今後、調査研究してまいりたいです。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、塔原1号交差点の件に関して御説明をお願いします。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） 塔原1号交差点のカラー舗装の見直しと、再舗装について、御説明をさせていただきます。

資料は、サイドブックスのほうに位置図を載せておりますので、御覧いただければと思います。よろしいですか。

まず、塔原1号交差点の場所につきましては、位置図が示しています赤丸のところになりますけども、旧市役所近くの二日市九電前の信号から西に向かって、高速道路の高架下を通過して、左手にガソリンスタンドがございます。その主要地方道、福岡筑紫野線、通称5号線と申しますけども、5号線と市道とが変則的に交わっている交差点のところでございます。

この交差点は、福岡筑紫野線が片側2車線の4車線道路に対しまして、湯町方面からの市道と、塔原西2丁目方面からの市道が段違いで、しかも斜めに交わる変則の交差点となっていることから、今までも交差点内に誘導ラインを引いたり着色したり改良を重ねて

おりました。

現在は、着色と誘導ラインも薄くなっている状況でございまして、現状での引き直しを計画しておりましたが、現状の誘導ラインでは、市道から右折するドライバーが誘導ラインどおりの通行がなされていない車両が多くあり、地元からも改善の要望がなされたことから、道路管理者の福岡県と筑紫野署及び地元行政区とも改善案について協議しながら進めてまいったところでございます。

その改善案につきましては、信号のサイクルの見直しであったり、市道の一方通行などを提案させていただきましたが、信号については県警の承諾が得られず、また、一方通行については地元同意が得られず、最終的には誘導ラインの変更案で現在進めている状況でございます。

今後は、関係機関と詰め協議を行いまして、できれば年内の施行完了を目指して進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは、最後の件でございますが、重要水防箇所指定されている河川等の状況について、現地調査が入っております。この件を議題といたします。

本委員会では、重要水防箇所指定されている河川等の状況の件について、本日現地調査を行うこととし、段下副委員長、田中委員、辻本委員、赤司委員、宮崎委員、檜木委員及び私、八尋の以上7名の委員を現地に派遣し、現地調査を実施したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本委員会は現地調査に7名の委員を派遣することを決定いたしました。

それでは、今から現地調査のため、しばらく休憩をいたします。

玄関前に1時に集合をお願いします。

これにて休憩に入ります。お疲れさまです。

休憩 午後0時08分

(現地調査)

再開 午後 2 時34分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもちまして、本日の議事は終了いたしました。

建設環境常任委員会はこれをもって閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後 2 時34分